

滋賀県朽木村における公社造林の展開

北尾 邦伸 ・ 肱 黒直次

The Development of the Forest Corporation in Kutsuki Village in Shiga Prefecture

Kuninobu KITAO and Naozi HIZIGURO

要 旨

1. 民有林拡大造林の推進において、造林公社は今や重要な位置を占めるに至っている。このような公社造林の進展は、在地の土地所有者（林家）および森林組合の性格変貌とどのようにかわっているであろうか。この点に関して前回は、滋賀県下での部落有林野地帯（余呉町）を中心に報告した。今回は、私有林野地帯で、かつ、従来からある程度の用材生産が行なわれてきた朽木村をとりあげて調査分析を行なった。

2. 調査は、在地林家の精通者聴きとり、公的諸機関での担当者聴きとりと資料収集、および、公社造林土地提供者全員へのアンケート調査によって行なった。アンケート調査は53年12月に郵送により実施した。

3. 朽木村においても、造林公社は大々的に出稼ぎ労働者を導入することによって所期の拡大造林を押し進めた。しかし、部落有林野地帯において基幹労働力が総じて他産業へと脱林業化していった事態と少々異なって、この朽木村では、公社造林の「安定的、計画的」事業によって森林組合の労務班が成長してきた。そして、このことにより一般林家からの受託造林の進展も可能となり、公社造林と併行して一般補助造林も堅調な推移を示してきている。

4. かつての朽木村での所得形成の仕方には、林野所有規模による階層差はほとんど見られなかった。かつ、所有規模格差そのものも少なく、用材生産の仕方においても、農民的な林業生産構造を形成していたと言える。ところで、高度経済成長期において、滋賀県は全国的に見ても最もモータリゼーションの影響を受けたところであり、県中央部に広がる琵琶湖周辺の平坦部へ最深部の山村からでも通勤が可能となった。朽木村においても、10 ha 未満所有層の林家の脱林業化は激しい。しかし、それ以上層では、奥山を公社に土地提供し、近くの山の造林は自ら行なう（地拵・植付だけを森林組合の受託造林に出して、その後の保育管理だけ自ら行なう場合を含めて）といった形で、山との生産的関係を継続している林家も多い。20～50 ha 層を中心に、森林組合の労務班に入って公社造林に従事する林家も存する。いまだ萌芽的ではあるが、「地域林業」の要に森林組合が位置し、造林公社がその育成者的役割を果たしながら、林家、森林組合、造林公社の三者の関連構造が形成されてきていると言えるのである。

I は じ め に

日本林業は現在、長期間にわたって停滞下降局面を続けている。このような事態の中で、造林公社による造林は着実に伸びており、このことは昭和40年代以降のわが国造林政策を特徴づける

ものとなっている。

50年度において、民有林造林面積に対する公社造林面積のシェアを見ると、湿質な積雪地帯で、木起し作業を要する富山、滋賀、石川の各県で特に高い値を示し、それぞれ49%、36%、33%¹⁾となっている。中でも滋賀県における公社造林は、年間1,000 ha を越し、52年度末累計でも1万2千 ha に達して全国一である。

このような公社造林の進展は、林家および森林組合の性格変貌とどのように絡みあって進行しているのだろうか。この点に関して前回、我々は、滋賀県下の部落有林野地帯(余呉町)を中心に報告した²⁾。今回は、私有林野地帯で、かつ、従来からある程度の用材林生産が行なわれてきた朽木村をとりあげることにした。朽木村の公社造林への土地提供者全員に対してアンケート調査を実施したが³⁾、その調査結果を中心にして、以下、分析を行なう。

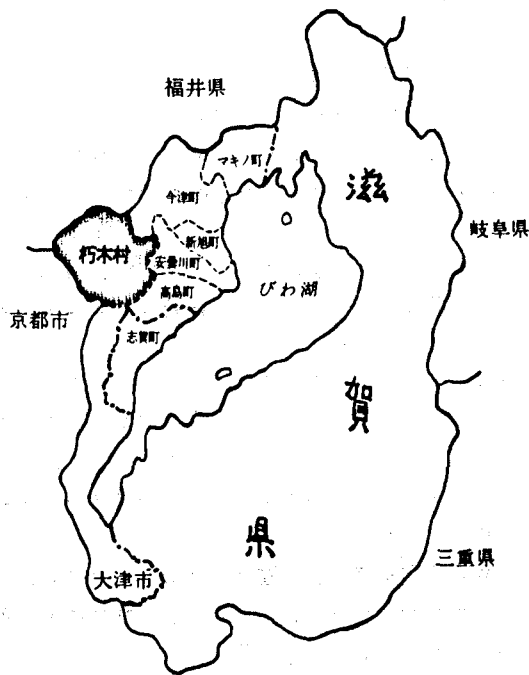


図1 朽木村の位置

朽木村は、図1で示したごとく滋賀県湖西地区に位置し、林野面積15,073 ha を擁する林野率90%の山村である。林野は大半が民有林であり、国有林は291 ha にすぎない。また、どの部落においても旧村持山を明治期(一部は大正期)に個人分割して私権化しており、公有林野も約500 ha が現存するにすぎない。公社造林も当村においては、100%私有林野において行なわれている。

朽木村で公社造林が行なわれたのは昭和41年度が最初であり、新植面積は41年度14 ha、42年度32 ha、43年度78 ha と推移し、44年度以降本格化してほぼ平均年間170 ha の水準を保ってきている。公社による造林面積累計は52年度末で1,645 ha に達し、この数値は県下1位である。朽木村の全人工造林面積は、52年度末で5,311 ha であるから、公社造林面積累計はその31%を占めていることになる。また、公社が分

収契約をして地上権設定を終えている林野は、計2,345 ha にのぼっている。朽木村の総林家541戸のうち278戸が公社に土地提供を行なっているのである。このように朽木村の拡大造林推進にとって公社は大きな位置を占めている。

ところで、かつて朽木村は余呉町につぐ県下2番目の木炭生産地域であった。表1はそのことを示している。しかし、民有林造林累計に対する公社造林シェアは31%と、滋賀県にあってはそれほど高い値ではない。表2のごとく、マキノ町、浅井町、余呉町、永源寺町よりも低い。このことは、かなりの程度私営造林も進展していることを意味している。

朽木村は、木炭生産地域であるとともに、県下有数の用材林(一般用材)生産地域でもあった。表3に一般用材用の素材生産量を示しておいたが、特に40年代前半頃までは年1万m³を越え、土山町、多賀町につぐ生産地としてあった。

これらのことから分るように、朽木村は余呉町の場合と異なり、用材林業をある程度営む林

表1 県下主要町村における昭和40年度木炭生産量

町村名	炭がま数 基	従事者数 人	世帯数 戸	生産量 トン	町村名	炭がま数 基	従事者数 人	世帯数 戸	生産量 トン
余呉村	171	351	171	1,215	マキノ町	24	38	35	134
朽木村	253	491	222	804	土山町	40	14	8	74
今津町	69	160	79	428	高島町	30	103	52	67
木之本町	55	121	55	423	浅井町	19	37	19	60
伊吹町	59	102	59	207	日野町	140	32	15	51
堅田町 (現在 大津 市に合併)	70	129	61	166	永源寺町	452	81	42	47
					県計	1,455	1,735	860	3,740

県林務課資料より

表2 県下市町別の公社造林進展状況(昭和52年度末 現在)

—公社造林シエアの高い6町村(林野面積2,000 ha以上の市町村について)—

町村名	民有林 造林累計	公社造林累計		公社造林 シエア	人工林率		公社造林土地 契約面積	
		県下順位	面積		39年度末	52年度末	県下順位	面積
マキノ町	1,645 ha	⑤	880 ha	53%	17.1%	35.2%	⑦	1,221 ha
浅井町	1,631	⑥	761	47	14.9	26.3	④	1,381
余呉町	2,294	④	917	40	7.6	18.4	⑥	1,282
永源寺町	3,941	②	1,406	36	14.4	25.0	②	2,080
朽木村	5,311	①	1,645	31	15.9	35.2	①	2,345
伊吹町	2,465	⑦	727	29	17.7	34.2	③	1,431
県全体					20.6	37.1		

表3 朽木村における一般用材用素材生産量

年度	34	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
	生産量 (m ³)	12,305	15,161	14,574	10,547	11,946	8,801	5,232	5,247	5,916	2,809	4,219	4,404	4,397
市町村別 県下順位	③	②	②	③	③	③	⑤	⑥	⑤	⑪	④	③	⑤	⑤

34年度は1960センサスより、他は県『林業統計要覧』より

家が存在する地域なのである。これら在来の林家の動向とどのように絡み合って公社造林が進展しているかを見るのが、本小論の課題であるが、それに先だってまず、木炭生産がまだまだ盛んに行なわれていた頃の朽木村の林業構造を、精通者聴きとりを中心に描くことから始める。

II 昭和35年以前の林業構造

朽木村は地理的に大きく分けて安曇川本流域(国道添い)、麻生川流域、北川流域、針畑川流域から成っている(図2参照のこと)。

「もともと炭焼きの村」と言ってよいくらい全村各部落で炭焼きが行なわれていたが、特に盛んだったのは麻生川流域と北川流域である。

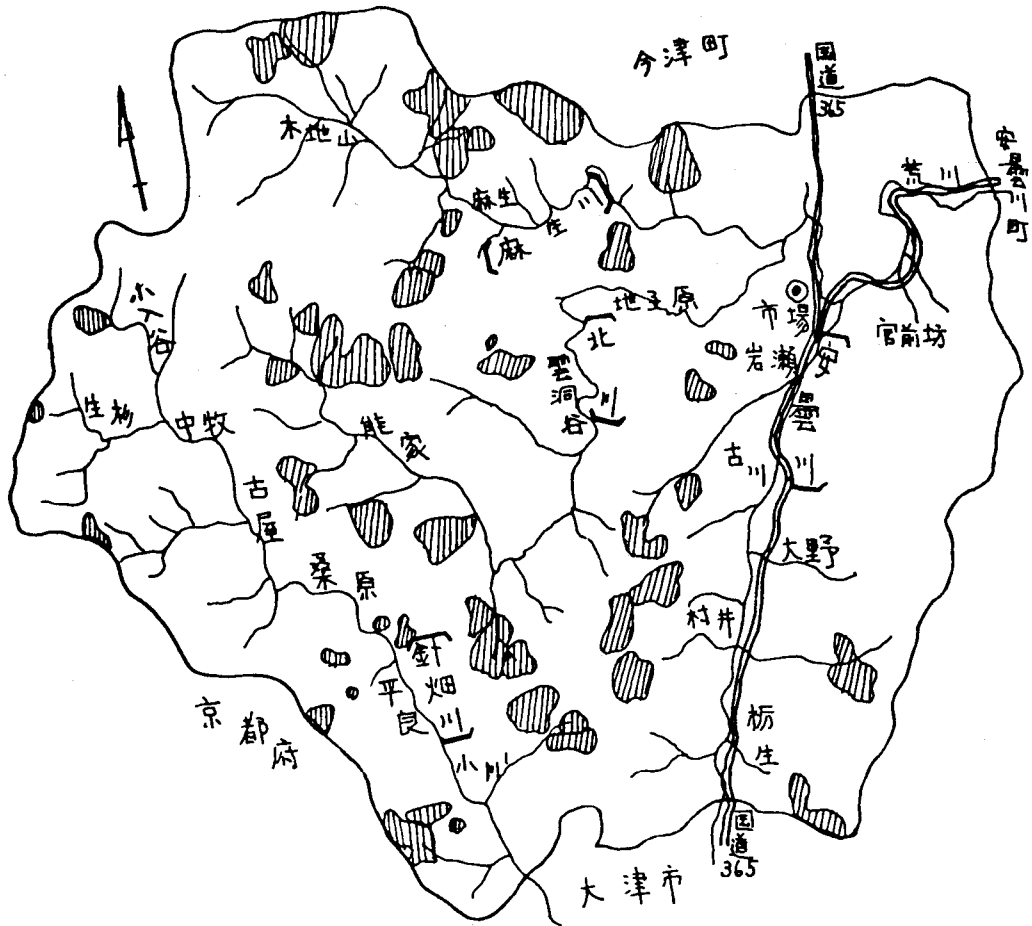


図2 朽木村における造林公社事業地図

表4 林家の最も多く製炭および植林をした時期

最も多かった時期	製炭		植林	
	戸数	%	戸数	%
20年以前	7戸		2戸	
21~25年	12	55%	3	26%
26~30年	15		13	
31~35年	12	32	19	50
36~40年	8		16	
41~45年	5		4	
46~50年	2	13	8	24
51年以降	1		5	
回答記入林家計	62	100	70	100

アンケート調査より

昭和20年代の多い年は、朽木村全体として15万俵（1俵15kg）程度生産され、37年頃までは結構生産が継続されていた。麻生部落の例では、全戸46戸のうち30戸は木炭生産に従事し、1戸当たり年500俵は焼いたので、部落全体として年間1.7~2万俵の産出があったという（麻生の小林啓太郎氏談）。

アンケート調査によっても、回答者の76%が木炭生産経験者であった。そして、表4で示したように、最もよく木炭生産をやった時期を20年代（~35年）と答える者が多い。

これら炭焼きは自営製炭として行なわれたが、戦前期には木炭は市場（村役場が所在する村の中心部落）にいた仲買いを通じて流通し、彼等に前途金を借りる林家もかなりあっ

た⁴⁾と言う。仲買いは5軒あり、「角な」(安曇川町出身の長尾万次郎氏)、「丸チ」(雲洞谷出身の川村長太夫氏)、「丸ト」(岩瀬の小林徳エ門氏)、「丸福」(麻生出身の福田清太郎氏)、「丸石」(岩瀬の石井齊太郎氏)であった。この木炭は高島町大溝に存した3軒の間屋に買い取られ、舟運を利用して消費地へ輸送されたが、間屋よりも仲買の方がずっと資力があつたと言う(雲洞谷の川村長一氏談)。

このような商品経済の浸透につれて、明治期に部落構成員によって平等分割された個人山の有力者による土地集積が進んだのであるが、当村における階層分化はそれほどものではなく、さしたる大規模所有者が形成されてきたわけではない。1960年センサスによる林野所有規模別林家数は表5のごとくであり、10~50ha層が164戸と3割近くを占める。比較的大規模林家は針畑川流域に多く、200ha以上林家である栗本家(243ha)、嶋崎家(215ha)はいずれも針畑川筋の桑原部落に位置する。林野所有の村外流出はこの10年間の現象であり、麻生部落の場合でも、朝日新聞社(キャンプ用地)に140ha、不動産会社に10ha、製紙会社・チップ会社に200ha程度流出しているが、いずれも昭和40年以降のことである。

表5 保有山林面積広狭別林家数(昭和35年)

	1町未満	1~3町	3~5町	5~10町	10~20町	20~30町	30~50町	50~100町	100町以上	計
林家数	111戸	132	76	98	104	35	25	4	2	587

1960年センサスより

昭和35年以前の朽木村には、生産手段を自ら所有して自家労働力によって行なう林業(農民的林業)が、かなり安定的、かつ、広汎に存在していたのであり、階層分化よりもこの点をむしろ強調しておく必要があるであろう。

薪炭生産の他に用材林生産も盛んに行なわれており、梅雨明けに土用伐り⁵⁾をして山に寝かせておいた木材を、雪を利用して川筋ないし道路端まで搬出してくるのが林家の主な冬の仕事であった(冬の炭焼きは裏山程度でしか行なわれなかった)。そして、戦前までは春先の雪どけ水を利用しての筏流しが安曇川下流の船木まで行なわれていたのである。筏師は専門化されていたが、彼等も炭焼きは行なっていた。

村には何人かの材木師がおり、雇われた形で冬期の木材搬出を行なう者もいたが、自山材を自分で伐採・搬出して谷口で売る林家も広汎に存在した。「朽木村には22部落あるが、もっぱら自己生産する者が1部落6~7軒はあった」(川島朽木村助役談)という。このようにして伐出した材木は、材木師からは「個人材木」と呼ばれていたが、搬出の際に共同労働を必要とする場合は、「結(イイ)しょうまいか」と言って「個人材木」同志での協業が行なわれていたと言う(麻生の元材木師菊本平蔵氏、80才、談)。今回のアンケート調査でも、回答者86人のうち66人(75%)が、自分ないしは先代が「自分の山の立木(用材木)を自分で伐り、そして雪出しなどによって自分である一定場所までそれを搬出して販売」した経験があると答えている。

ところで、この一般用材は人工林材よりもむしろ天然林材であった。朽木村には天然スギがかなり自生し、「北斜面には天然スギがぎっしり生えている所もあった」(菊本氏談)と言う。ここ朽木村では、天然スギの用材林山のことを「天然山」と呼んでいるが、この「天然山」には雑木を伐倒してスギ一斉林山に導かれたものも多い。林野所有面積が村内最大の栗本家は、243haの所有林野のうち、昭和40年時点で約75haがこの「天然山」であった(現在は約60haに減じているが)。そして、これら天然スギの伐採には、択伐的な伐り方が多く、立木を買って生産する

材木師も、「15年先にまた伐らせてもらうためにも、小さな木を傷めんように注意して伐った」と言う（菊本氏談）。

さらに、天然スギだけでなく、天然広葉樹用材の生産も行なわれていた。クリは枕木用（「スリッパ」と称せられた）としてかなり大量伐出された。他に、ホウの木（敷居用）、ケヤキ（床の敷板、大黒柱）、カツラ（蛇が寄りつかぬように「家に一丁は使え」と言われた）、サクラ（盤台、敷居用）、ココロビ（「ささら」屋根廻り用）、アテ（土台、上りどり用）、モミ（鬼天井用）、カン（コミセン、ハナセン用、道具の柄用）等々が用途に応じて使用されていたのである。

このように用材生産といっても採取林業生産であり、かつ、何よりも木炭生産が林家の最も重要な生業であった。そして、これらに少々の農業生産が加わる。今回のアンケート調査回答者の平均水田所有規模は5.1反であった。よって、一般製炭林家による面的な植林の進展はほとんど見られなかった。ある程度まとまった形で植林する者は余程当面の生活に余裕のある者であり、この村では、かつて、人工林は「長者のヒゲ」と呼ばれていたことがある（川島氏談）。体面を保つにはよいが、あってどうということはないという意味であった。

以上が、木炭生産が基幹産業たりえていた昭和35年以前の朽木村の林業構造の概要である。ところで、ある程度の用材林生産構造をもっていた朽木村では、日本経済の発展によって木材価格が急上昇して行くに伴って、昭和30年代からかなり植林が行なわれ出す。こうして昭和30年代は林家による採取林業から育成林業への転化の徴候が見られた時期であった。

けれども、木炭生産が崩壊し、人口流出が続く中でその徴候は後退する。アンケート調査での、最も盛んに植林した時期を答えてもらう質問に対して、昭和31～35年と答えた者が最も多く、次に36～40年と答えた者が多かった（表4）ことも、このことを示している。そして、これに代って造林の第一の担い手として公社造林が登場してくるのである。

III 地区別に見た公社造林の進展状況

前に掲げた図2は、公社が設立10周年に当たって49年度末に作製した県下一円の事業地図をもとにして、朽木村の場合を示したものである。図で分るように、49年度時点において、北川流域、麻生川流域に事業地が多く設定されている。特に、北川上流の能家地区が多い。これに比して、針畑川流域および安曇川本流沿いは少ない。

表6は、部落別、年度別の造林公社への土地提供面積を昭和52年度末現在（53年6月30日）にまで引き延ばして掲げたものである（部落毎の造林実行面積に関する資料は入手できなかった）。

部落別の土地提供面積では麻生が695ha、能家が372haと高い値を示している。各地区の全土地面積（本来ならば林野面積で示すべきであろうが、部落毎の実測林野面積資料が入手できなかったのでこれで代替する）に対する公社への土地提供率は、北川流域、麻生川流域、針畑川流域、本流域の順に高くなっており、その値はそれぞれ20%、18%、15%、8%である。麻生川流域奥の木地山地区には公団造林が215ha（昭和37年設定。これ以外に朽木村での公団造林は存しない）設定されているので、いま、これをも含めた機関造林への土地提供率をみると麻生川流域のそれは24%になる。また能家には145haの県行造林（大正10年設定。朽木村では他に、宮前坊で142ha、古川に24ha、柏に18haの県行造林が存する）が行なわれているため、北川流域の機関造林への土地提供率は麻生川流域と同じ24%となる。能家のそれは50%にも達する。

針畑川流域は、前述のように49年度時点までは公社造林の進展がさほどではなく、土地提供率は6%であったが、この2年間の進展が著しい。本流域では、初期に村井で200haというまとまった形で土地提供が行なわれた以外は伸びていない。

表6 地区別、年度別の造林公社への土地提供状況

単位：ha（土地提供率のみは％）

流域名	部落名	41年度	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	計	全土地面積	公社への土地提供率
麻生川流域	麻生 (含木地山)		22	143	86	69	38	33	44	58	115	31	56	695	3,783	18%
北川流域	地子原	10			28		11	8	6	1	13	19	6	102	865	12
	雲洞谷					59	12	26	35	4	18		39	193	1,466	13
	能家	76		17		25	32	6	80	19	80	27	10	372	1,032	36
	小計	86		17	28	84	55	40	121	24	111	46	55	667	3,363	20
針畑川流域	小川			59	22	50	3	15		28				177	917	19
	平良	8	2								8		8	26	677	4
	桑原		3									36	86	125	583	21
	古屋								2	8	9			19	610	3
	生杉											29	1	30	577	5
	小入谷			9		3	5					182	15	214	541	40
	小計	8	5	68	22	53	8	15	2	36	17	247	110	591	3,905	15
本流域 (安曇川)	荒川											3	2	5	726	1
	宮前坊									4	13	2		19	586	4
	柏										5			5	515	1
	古川	16	6	33					3		5	2	1	66	581	12
	大野											22		22	336	7
	村井		200				5				1		1	207	1,129	19
栃生						41	1			13		13	68	972	6	
	小計	16	206	33			46	1	3	4	37	29	17	392	4,845	8
朽木村総計		110	233	261	136	206	147	89	170	122	280	353	238	2,345	16,701	14

注) 朽木村総計の「全土地面積」には、公社への土地提供をしていない部落（市場、岩瀬、中牧、野尻）の土地面積も加わっている。

公社『業務報告書、決算報告書』および村資料より作製

以上のような公社造林進展の地区別状況を若干の諸指標と関連させて考察しておこう。前に述べたように、朽木村の中でも特に北川流域、麻生川流域に於て木炭生産が盛んであったが、これら旧薪炭林地帯への公社造林の進展が激しいことがまず言えよう。表7で示したごとく、昭和35年時点での人工林率においても両地区は村でも最低位部分に属している。

次に農家戸数の減少と関連させてみる。同じく表7で見ると、昭和35年から45年の10年間に麻生川流域地区では25%、北川流域地区では24%の農家戸数が減少しているが、この減少率は他の地区の18%、8%よりも一段と高い。針畑川流域地区は45年から50年にかけて農家が激減してくるのであるが、近年における針畑川流域での公社への土地提供の上昇は、このことと相関があるものと思われる。後述するが、前出の桑原部落の2大林家も雇用労働力が得にくくなり、栗本家は51年度に、嶋崎家は52年度に初めて公社と分収契約を結んでいる。

能家地区を事例的にとりあげて、どのように事業団地としての土地集積が進んでいるかを見たのが表8である。滋賀県の造林公社は、採択規模（その地区で分収契約を進めるか否かに関する対象林地のまとまりに関する規程規模）を1団地として30ha以上とする⁶⁾ことを規程としているが、能家地区の場合、ほぼこの規程は満されている。各事業地とも最初にある程度まとまった

表7 地区別人工林率および農家戸数の動向

流域名	部落名	昭和35年 時人工林 率(%)	農 家 戸 数					
			昭35(戸)	昭40(戸)	昭45(戸)	昭35→昭45 減少率(%)	昭50(戸)	昭35→昭50 減少率(%)
麻生川流域	麻 生	8.3	46	42	36	22	36	22
	木 地 山	8.7	14	13	9	36	6	57
	小 計	—	60	55	45	25	42	30
北川流域	地 子 原	20.1	41	40	36	12	35	15
	雲 洞 谷	8.2	53	49	41	23	41	23
	能 家	11.7	25	16	14	44	11	56
	小 計	—	119	105	91	24	87	27
針畑川流域	小 川	13.1	15	15	15	0	14	7
	平 良	23.9	13	12	12	8	11	15
	桑 原	28.3	13	12	11	15	8	39
	古 屋	36.1	20	16	14	30	11	45
	生 杉	31.7	20	18	16	20	14	30
	小 入 谷	13.3	12	10	8	33	1	92
	小 計	—	93	83	76	18	59	37
本流域 (安曇川)	荒 川	36.6	41	37	37	10	31	24
	宮 前 坊	13.7	41	39	39	5	39	5
	柏	39.0	20	19	16	20	15	25
	古 川	17.9	34	34	34	0	33	3
	大 野	17.5	20	16	16	20	13	35
	村 井	25.6	34	33	33	3	29	15
	栃 生	24.4	42	41	38	10	36	14
	小 計	—	232	219	213	8	196	16
朽木村総計		12.0	684	615	539	21	483	29

注) 「朽木村総計」は、公社への土地提供をしていない部落(市場、岩瀬、中牧、野尻)を含めた朽木村全体の数値である。

『農林業センサス』より作製

規模で地上権設定が行なわれ、その上に追加的に事業地規模が膨らんで行くことが分る。追加的なものの中には、公社からの働きかけを介せず、林家から申し出た分の契約土地も随分存すると言う。ただ、近年設定される事業地は小規模化の傾向があり、このことは最近、事業個所としては増加している本流沿いの現象に顕著に見られる(表6参照のこと)。

また、公社へ提供される林地は、その地区の最奥山である場合が一般的であるが、近年、それが比較的集落に近い山にも及ぶ傾向にあることを示しておこう。従来公社には「存置林」制度なるものがあり、これは土地提供者からの申請で公社が地上権設定をした林地の一部について従来通りその土地提供者による使用用益を承認する制度である(その部分のみを分筆登記する経費と煩雑さを省くための処置)。林家は便利で、かつ地味のよい沢筋の入口から少しづつ造林を開始してきたのであるが、表9で能家の場合で見ると、当初はほとんどこの制度が利用されていない。当初の提供地がほとんど自ら植え込んだ個所のない奥山であったと推察される。しかし、近年、その承認申請が増加している。なお、この存置林処置を受けた造林地の1件当りの規模は表のようにごく狭く、平均3.1反である。

表8 能家における事業地別、年度別の公社土地契約面積

単位；ha、()内は土地提供林家数

事業地	小字名	41年度	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	計
1	藤治原	20.62 (3)												20.62 (3)
2	地蔵口	24.00 (1)						6.00 (3)	1.82 (1)	10.25 (1)				42.07 (6)
3	岩島 高畑	31.26 (5)									6.66 (2) 9.66 (1)			47.58 (6)
4	早谷 日ノ谷		16.50 (1)		11.00 (2)	24.16 (3)		18.61 (2)	0.50 (1)	11.25 (3)			1.20 (1) 1.75 (1)	94.97 (9)
5	沢原 上能家				13.50 (3)	2.75 (1)		25.68 (6)	1.75 (1)		6.50 (2)			54.99 (12)
6	熊ノ谷							33.94 (4)	3.74 (1)	32.00 (3)	20.00 (4)	4.50 (2)		94.18 (10)
7	打良原								2.50 (1)	11.00 (2)				13.50 (3)
8	辻堂												2.20 (1)	2.20 (1)
計		76 (7)	0	17 (1)	0	25 (5)	32 (4)	6 (3)	8 (10)	19 (4)	81 (8)	27 (6)	10 (4)	372 (30)

公社「業務報告書、決算報告書」より作製

表9 朽木村能家における「存置林」申請状況

承認番号	申請年度	申請者	面積	山の状態
8	43年	S. K	1.5 ha	1.4ha は自家燃料用雑木林。0.1ha はスギ10年生 30本、15年生 30本、20年生 40本
17	44	S. K	0.1	スギ 20年生 30本
49	46	S. M	0.03	スギ 10年生 50本
63	47	S. T	0.2	スギ5～10年生 500本
120	53	U. M	1.48	スギ3～25年生
121	〃	F. T	0.48	スギ、ヒノキ 10～25年生
122	〃	T. Y	0.06	スギ 27年生
123	〃	U. S	0.43	スギ 25年生
124	〃	B. S	0.06	スギ 25年生
126	〃	U. H	0.19	スギ 28年生 300本

公社資料より

IV 林家の変貌と公社造林の展開

木炭生産が崩壊した現在、造林公社に土地提供をしている林家はどのような形で生計をたてており、それは公社造林の進展とどのように関連しているであろうか。アンケート調査結果をもとに階層別（林野所有規模をもって、一応、「階層」を措定しておく）にそれを見て行きたいが、その前に階層ごとの基本的な数値を表10に示しておく。

全体として平均25%までの林野を自力で造林してきているが、階層別では、10～20 ha 層が造林率32%と一番高く、他はほとんど変わらない。公社への一戸当たり平均の土地提供率（公社への土

地提供面積を所有林野面積で除したもの)は、10 ha 未満層が50%と高く、50 ha 以上層が11%と低い。が、土地提供された面積の絶対値は 20~50 ha 層の合計値が圧倒的に高く、それは51%のシェアを示している。公社への土地提供の半分は 20~50 ha 層からのものなのである。村外在住者は、所有規模が小さいほど多くなっている。また、村外在住者の方が土地提供率は高い。公社へ 2 ha 以上土地提供している者の中で、土地提供率が70%を越える林家が4戸存するが、いずれも村外在住者である。水田は、所有規模が大きいほど多く所有しており、総平均は一戸当り5.1反である。

アンケート調査で、世帯主に「主たる職業」を記入してもらったが、その種類別、階層別結果は表11に示したごとくである。また、世帯としての主たる収入源に関する結果も同様に示しておいた。全体としての「主たる職業」は、農林業と会社員・公務員等が多いが、主たる収入源は圧倒的に給与所得が多い。これは同一世帯内の次世代者に給与所得者が多いためである。

表10 林野所有階層別諸指標 (昭和53年12月 現在)

	10 ha 未満層	10~20 ha 層	20~50 ha 層	50 ha 以上層	合計
アンケート記入回答戸数	23戸	30	27	5	85
一戸当り平均林野所有規模	4.1ha	12.0	29.9	112.8	21.5
平均自力造林率	25%	32	24	23	25
公社への土地提供面積総数	46.5ha	100.1	217.2	61.0	424.8
一戸当り平均土地提供面積	2.0ha	3.3	8.0	12.2	5.0ha
各層の占めるシェア	11%	24	51	14	100
一戸当り平均土地提供率	50%	28	27	11	23
村外在住者	6戸	5	3	0	14
在村者の一戸当り平均水田所有規模	2.9反	5.5	6.0	6.4	5.1

アンケート調査による

表11 世帯主の「主たる職業」および世帯の主たる収入源

主たる職業	10 ha 未満層		10~20 ha 層		20~50 ha 層		50 ha 以上層		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
農 林 業	6	32	8	28	9	33	4	80	27	34
雇 わ れ 賃 労 働	1	5	4	14	9	33	1	20	15	19
会社員・公務員等	9	47	12	41	6	22	0	0	27	34
その他(商業・アパート経営)	3	16	5	17	3	11	0	0	11	14
回答記入者計	19	100	29	100	27	100	5	100	80	100

主たる収入源	10 ha 未満層		10~20 ha 層		20~50 ha 層		50 ha 以上層		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
農 林 業	3	16	3	10	6	23	3	50	15	19
雇 わ れ 賃 労 働	0	0	6	21	5	19	1	17	12	15
給 与 所 得	13	68	13	45	10	39	0	0	36	46
その他(商業・アパート経営)	3	16	7	24	5	19	1	33	16	20
回答記入者計	19	100	29	100	26	100	5	100	79	100

アンケート調査より

階層別に見ると、50 ha 以上層は農林業で安定していることを示しており、10 ha 未満層も主たる収入源で見て給与所得が68%と高い値であり、脱農林業で一応の安定を示しているように思われる。それらに対して10~20 ha 層および20~50 ha 層の所得形成の仕方は雑多であり、また、複合化されているようである。10~20 ha 層の主たる収入源で、雇われ賃労働が21%を占め、20~50 ha 層の「主たる職業」では雇われ賃労働が33%と高い比重を占めていることに注目する必要があるであろう。

林業とのつながりを現在どの程度もっているかの階層ごとの分析を次にしておこう。表12に示したように50 ha 以上層を除いた他層は木材の伐採収入を期待できない状態にある。20~50 ha 層でもこの5年間に伐採したことのある林家は15%の4戸で、その伐採量もさしたるものではない。一方植林については全林家の58%が行なっている。しかし、この私営造林の規模はいたって小さく、1戸当たり平均が5ヶ年で0.77 ha にすぎない。10 ha 未満層のそれは0.13 ha である。自営林業への就労日数は、当然のことであろうが所有規模が大きくなるほど多くなり、世帯主のそれで見ると10 ha 未満層では1戸当たり平均年11日にすぎないが、50 ha 以上層は年168日に達する。また、他人の林業への雇われ就労は、20~50 ha 層が一番多く、世帯主で61日となり、次いで10~20 ha 層の12日となっている。

以上のように、50 ha 以上層は林業経営をいまだ継続させ、自己の経営の中に公社造林を引き込んでいる。この点は次節で述べる。従来他層と同じように木炭生産と用材林の伐出で生計をたてていた10 ha 未満層は、いまや脱林業化して、給与所得者になっている家が多い。そして、この層は公社への土地提供率が最も高い層であり、全面的に育林経営を公社に任せていると言えよう。

他方、10~20 ha 層および20~50 ha 層の事態は複合的である。造林公社の土地はもっぱらこの層から供給されており、一方でこの層は自らある程度の植林保育を継続させていることもうかがえる。そして伐採収入が発生していない現在、この層と公社とのつながりは、何よりもこの層にとって公社が賃労働の所得機会としてあるということである。公社造林の地元労働力は、主としてこの層から折出されている。さらに、賃労働の所得機会としてのみならず、労働過程での主体である彼等が、やがて経営主体として自らの山で発揮する技術を、公社

表12 林業への階層別にかかわり方

	村外在住者を含む				村内在住者のみ			
	過去5ヶ年間の伐採したことの比率		過去5ヶ年間の植林したことの比率		自営林業への就労日数		他人の林業への雇われ就労	
	回答戸数	割合%	回答戸数	割合%	世帯主	世帯主以外	世帯主	世帯主以外
10 ha 未満層	23	0	9	39	11	16	2	4
10~20 ha 層	30	4	17	57	28	52	3	22
20~50 ha 層	27	4	15	67	41	66	9	71
50 ha 以上層	5	5	100	100	168	233	1	2
合計	85	19	49	58	40	64	15	32
					35	99	25	1,565
					40	63	15	1,220
					36	88	2	45
					33	94	3	290
					37	123	9	1,220
					40	61	1	10

アンケート調査より

造林を遂行する中で身につけていると考えることも可能かもしれない（この点、今後公社造林が保育管理期に入り、枝打ち等をやり始めた時、この「技術」の評価をすることが可能となるであろう）。公社に提供した自分の山を「よく見に出かけ」ているのもこの20～50 ha層である（表13参照のこと）。

表13 自分の分収造林地をよく見に行くか否か

	10 ha 未満層	10～20 ha 層	20～50 ha 層	50 ha 以上層	計
よく見に出かける	3戸	5	8	1	17
見に行ったことはある	6戸	15	12	3	36
見に行ったことがない	10戸	8	6	1	25
回答記入戸数計	19戸	28	26	5	78

アンケート調査より

ところで、20～50 ha層および10～20 ha層は労賃所得機会として公社と最も結びつきが強いことを見たが、次の2点を指摘しておこう。1点は、この結びつきを直接的なものと考えることはできないということである。公社はこれら労働者を直接雇用しているわけではないから、この結びつき方は労働者を組織している組織体を介して、考察されねばならない。この考察は、次節で行なう。

もう1点は、これら地元労務は、県外からの出稼ぎ労務に比してそのウエイトが小さいと言うことである。調査に入った地子原・雲洞谷地区と麻生地区での作業中の労働者は次のような人達であった。前者では中島林業⁷⁾と富山興業 K. K (富山県高岡市に本社を置くところの、大阪管区の公団造林を手広く手がけている造林請負会社)との労務班が入って作業をしており、前者は5班18人、後者は1班9人であり、いずれも県外出身者である。麻生地区では、王子緑化 K. K. の1班10人、春日造林組合⁸⁾の11人、中島林業 K. K. の3人、高知県出身の請負業者A組の5人、青森県出身のS組の7人が外から入ってきており（A組に地元民が1人だけ組み込まれているが）、これらに対して森林組合の労務班として作業しているのは2班8人であった。とは言っても、朽木村森林組合は滋賀県下では信楽町森林組合、三谷森林組合（今津町）と並んで最もよく労働者を組織している組合なのである。

V 在地の林業主体側から見た公社造林

朽木村のこの10年の造林は、量的には圧倒的に公社造林によって担われており、表14に示すように年間造林面積に対するそのシェアは60～70%に達する。が、一方、一般補助造林もかなり堅調に従来の水準を維持している。これは、県および村の政策的挺子入れ⁹⁾によって森林組合を実行主体とする林家からの受託造林が進展してき、底支えしているためである。

この造林を委託する林家も51年度は26戸、52年度は54戸と増加してきている（48年度は助成制度が強化され、県からの働きかけも強かった年度でこの年の委託林家は40戸）が、これら林家の詳しい性格分析は別の機会に譲るとして、次の点だけを指摘しておこう。

表15はアンケート調査結果から階層別に森林組合への造林委託の状況を示したものであるが、階層別に造林委託をしたことがある林家の比率を見ると、林野所有規模が大きくなるほど高い。50 ha 以上層は8割が委託した経験を有しており、公社への依存傾向とは逆である。しかし、委託した経験のある林家の平均委託規模は2.1 ha と小さく、最高の林家でも9 ha（50 ha 以上層

表14 朽木村における造林実行状況 単位；面積は ha, シェアは%

年度		40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	
造林面積合計		132	90	154	153	265	260	269	282	281	274	220	246	255	
内	公社造林	面積	0	14	32	78	156	166	185	157	174	206	145	163	171
	シェア	0	16	21	51	59	64	69	56	62	75	66	66	67	
訳	一般補助造林	89	40	72	43	62	61	65	83	96	47	65	72	80	
	その他(公団, 県行, 融資)	43	36	50	32	47	33	19	42	11	21	10	11	4	
森組による実行面積		10	35	65	91	165	161	163	115	82	156	72	153	205	
内	林家からの受託造林	→			不明		←		13	29	74	31	44	56	55
	公社からの請負造林	→			不明		←		86	23	47	26	116	150	
公社造林における森組実行シェア		→			不明		←		55	13	23	18	71	88	
一般補助造林における森組実行シェア		→			不明		←		20	35	77	66	68	78	69

注) 造林面積(その内訳数値を含む)は県「林業統計要覧」, 森組による実行面積および「請負造林」面積は県「森林組合要覧」, 「受託造林」面積は県造林課「受託造林事業実績簿」によった。なお, 「受託造林」の資料は昭和46年度から, 「森林組合要覧」による「請負造林」の内訳資料は昭和47年度からしか現存しない。

表15 林家の森林組合への造林委託の状況

	5 ha 未満層		10~20 ha 層		20~50 ha 層		50 ha 以上層		計	
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
造林委託をしたことがある	4	17	9	33	6	23	4	80	23	28
ない	19	73	18	67	20	77	1	20	58	72
回答記入戸数計	23	100	27	100	26	100	5	100	81	100
「ある」世帯の平均委託造林面積	1.2 ha		1.8 ha		2.4 ha		4.0 ha		2.1 ha	

アンケート調査より

の1林家)であった。

森林組合へ造林を委託した場合, 地拵・植栽に対して多大な補助金が交付されるとはいえ, 現在 ha 当たり約5万円(苗木代を含めて)の出費を要する(朽木村森林組合長談)。さらに, それ以降の保育管理は4割補助しかなく, 毎年 ha 当たり約12万円(下刈りに6.5~7万円/ha, 木起しに5万円/ha)を覚悟しなければならない。平均の2.1 ha なら年25万円の投資となる。従って造林(地拵+植栽)だけ委託し, 保育管理は自分で行なっている林家も多く存する(麻生に例をとれば, 森林組合へ造林委託をしたことのある林家は18戸であるが, そのうち保育管理まで森林組合に全て委せているのは2戸であり, いずれも村役場の課長職で, 安定的な給与所得機会を得ている世帯)のである。

このように中間層には現在でも結構, 山との生産的関係を持続している林家が多い。そして公社にかなりの土地提供をしている林家も, 意識としては, 今後は残りの雑木山を自分で造林して行きたいという意向を示す者が多いのである(表16)。

表16 造林適地の雑木山を所有している林家の意向

(イ) 機会があれば林地を売却したいと考えている。(ロ) しばらくは雑木林のままで保有しておくつもり。(ハ) 主に造林公社に土地提供をし、分収する形で造林面積を増やしていきたい。(ニ) もっぱら自家労働力でやっていきたい。(ホ) 主に雇用労働力に頼って自分でやっていきたい。(ヘ) 主に森林組合に作業を委託する形でやっていきたい。

	10 ha 未満層	10~20 ha 層	20~50 ha 層	50 ha 以上層	計
(イ)	0	0	2	2	4
(ロ)	5	6	5	0	16
(ハ)	2	3	6	2	13
(ニ)	4	10	7	1	22
(ホ)	1	6	3	2	12
(ヘ)	1	6	2	2	11
回答数計	13	31	25	9	78
回答記入戸数	13戸	22戸	22戸	5戸	62戸

注) 重複して回答をした林家が若干あった。アンケート調査より

しかし、別の所得機会を持ちながら自家労働力で造林ないし保育管理をしていけるのは年1~2反であり、それらは東ねても量としては現われてきにくい程度の規模である。これに対して森林組合による受託造林、そして公社による造林は、個別林家では担えなかったであろうテンポで大規模、かつ、組織的に遂行されているのである。因みにそれら1件当りの年植栽面積を掲げておくと、受託造林で1.5 ha (過去5ヶ年度平均)、公社造林で8.7 ha (全年度通じての平均値)。なお、軌道に乗った44年度以降は10 ha 水準で推移し、最近は少々低下の傾向にあるけれども、51年度で7.4 ha、52年度で6.6 ha) である。

次に、ある程度の林野所有規模を有する在地の林家の公社造林への対応形態を、事例的に示しておこう。

小林啓太郎氏(麻生)の場合; 林野49 ha、水田2.5反、畑1反を所有。林野は明治13年に部落で分割したものを得て以降増減なし。氏は、47年まで県職員として今津出張所に勤務。現在、造林公社の連絡員(月10日の出役義務があり、6万5千円が月々支給される)。公社へは27haを分収造林に出している。最初は43年で、7年間にわたって出した。自分で植えた山は3haで、直接人を頼んで造林した山はない。近い山に27年頃から植え出し、1ヶ所500本づつぐらい植えた。森林組合への委託造林はこれまで計2ha。1回目は47年度で1.2ha、2回目は50年度で0.8ha。地拵と植栽だけしてもらい、下刈等は自分でやっている。残り雑木山の17haは、2haほど森組へ委託造林に出し、他は少々自分で造林する分を除いて公社に出そうと考えている。今、公社に出すと立木(50年生)が無駄になり、もったいなく思っ出て出し渋っている。パルプ材として売れた山は、50年に一度だけで、1.5haの山であった。その跡地は公社に出した(現在、パルプ会社は1団地として10haないと買ってくれない)。同居の子息(30才)は、今津の電々公社勤務。日曜日には一緒に下刈に行く。

栗本重太郎氏(桑原)の場合; 林野243ha、水田8反、畑2反を所有。雑木を伐ってスギ天然山に導いたもの約60haと、人工造林地50haほどが存する。かつては(42年頃まで)、「天然山」を1ヶ所につき300~1,000本を15年に一度、「3尺上の択伐」といった形で販売していた。搬出面で、一本づつの雪出しをしなくなり、架線集材が地域で一般的になってきてからは、このような取引ができなくなった。現在のもっぱら人工造林によって用材林山を造成している。年平均で1.3haほどづつ植えている。今年パルプ材山を3ha、スギ山1haを伐採した。35年から46

年頃までは労働者を定期的に7名使用していたが、46年に4名になり現在は3人。いずれも男性で53~54才。年に100~200日働いてもらう。彼等は他の日は自分の農作業、山作業をしている。日当は7,500円。他に女性を臨時的に使っている。労働者が不足してきて、奥地に対する造林は手が届かない。しかし、早く造林したい、ということで51年に8.0haを公社の分収造林に出した。一番奥の部類の山で、パルプ材を伐採販売して4~5年放ってあった山である。放っておくよりはましだろうとの考えから、あと10haほど公社に土地提供をすることを考えている。しかし、最近はましになったとは言え、当初の公社の造林の仕方はいたって粗雑で、公社ははっきりとした目的を持って森林造成をしていないのではないかと、その経営感覚に不安がある。森林組合への委託造林は、50年に1.2ha、51年に1.1ha、52年に1.3haの計3.6ha実施している。作業実行には、日頃自分が使用している労働者を使ってもらった。38年から副収入を目あてにアパート経営に乗り出し、京都市の2ヶ所に2棟(30戸分)を所有している。子息(29才)が後継者として残っており、年200日は山仕事に出る。

上山四郎兵衛氏(地子原)の場合;林野83ha、水田6.7反、畑0.4反を所有。地子原では大正6年に約1,000haを43戸で個人分割した。上山家は大正末期に土地集積。とくに目的はなく、用材林山をめざしたわけではない。村のために山が村外に流出するのを防いだ。現在人工林が16ha程で小面積だが、天然のいいスギ山がある。人工林は、炭焼きをしながらその場所に自分で植えてきたもので、反当り200~250本見当で、多い所で1,000本、場所によっては250本程植えた。小面積であり、雪のことはあまり考えないでよかった。山の傾斜に直角に植えるのがコツ。5年間は木起しをせず、それ以降はした。炭焼きに替えて38年からチップ工場を経営したが、44年から畜産に替えた。それは農業構造改善事業が契機で、当初5人で始めたが、今は1人。生産牛12頭、子牛10頭を飼っている。現在山からの伐採収入はない。森林組合の委託造林は、49年に5ha、51年に4ha行なった。いずれも団地造林としてやった。51年の場合、委託造林の地拵・植栽に全部で9万円支出した。下刈、木起しは自分でやっている。年に50日程度山に出かける。公社へは56haを分収造林に出している。最初は41年で、4年度にわたって出した。これらは奥地の山か、近くでも「ホトラ山」(田の肥料として新芽・新葉を採取した山)であった地味のやせた山である。残りは、植林に適さぬ所でマツ林として残してある。公社が造林した山は自分でよく見に行く。森林組合の理事であり、公社造林推進協議会の朽木村の代表でもある。妻女は小学校教員、子息は村役場勤務(なお、上山氏にもアンケートを同様に郵送したが、回答はえられなかった。よって、アンケート結果に上山家の場合の事情は反映されていない)。

山本隆男氏(雲洞谷)の場合;林野120ha、水田12反、畑0.5反を所有。朽木村の林研グループの会長で、公社への土地提供はない。村内で最も早くから面的に植林していた林家。祖父の代から始めた。現在人工林が30haで、うち17haは伐期に達している。他に3ヶ所計1haほどの伐期に達したスギ天然山がある。伐期は35年。年300石程度販売している。皆伐はせず、今も間伐でやり通している。大径木生産もねらっている。半分は自分で伐採搬出をし、全体の半分を占める良材は四日市の市売に出す。この場合、値は並材の2~3倍になる。並材は人を頼んで道路端まで出してもらう。男のチェンソー持ちで8,000~10,000円/日出す。人手が不足してきたので、将来、林家同志で協同作業をしなければと考えている。造林はもっぱら自分1人でやっている。年に延日数で20日ほどの人手を頼むだけである。年間0.5haの拡大造林を目標にしており、公社に分収造林に出すつもりはない。公社造林は、最近検査が厳しくなり、自分らよりもよく施業をしていると思う場合もあるが、枝打ちだけは公社にできるか疑問である。月に20日は山に出かけ、冬も枝打ちに出る。枝打ちは25年生ぐらいで1日30~50本しかできない。

以上、小林家は公社で所得機会を得ており、同時にかなりの量を分収造林に出して資産形成を計っている。農林業経営を確立している栗本家、上山家、山本家の公社造林への対応であるが、山本家の場合、すでに伐採収入を期待できる林分を有し、かつ、雇用労働力を使わない方針をとっているため、さし当って公社造林を導入する必要性がない。未造林地は、自らの労働の格好の蓄積対象として残置しているのである（そのような形での生産拡大の志向）。

上山家は、山本家と同様家族経営的であるが、林業経営としての基盤がいまだ形成されていず、現在所得源をもっぱら畜産に求めている。よって山に多大の労働力を配分することができず、ずいぶん林業に熱心な林家ではあるが、大々的に林地を分収造林に出し、将来の家族経営的林業経営の基盤確立を計っている。

ともあれ、公社造林を導入している林家は、造林経費を要する不便な山を公社に提供し、より経費のかからぬ山は自営造林（自家労働力によるものであれ、委託造林に出す形であれ）に努める行動様式をとっている。それぞれの立場から自家の「経営」に合理的に公社造林を引き込んでいると云えるのである。

最後に、造林事業の実行主体として（あくまで育林業の経営主体ではないが）「地域林業」の担い手にと大いに政策的期待をかけられている森林組合が、公社造林にどのように対応しているかを見ておくことにする。

朽木村森林組合は、昭和34年度から木材の市売市場を開設し、受託販売事業を行なっている（年によっては受託生産事業も行なっている）。51年度の受託販売取扱量は1,544 m³と、これは県下森林組合の全取扱量3,537 m³¹⁰⁾の44%を占める。また、40年度の林業構造改善事業を契機に樹苗生産事業も手掛けており、52年度の生産量は杉3年生苗31千本であった。

しかし、朽木村森林組合の事業の中心は、明らかに「利用」事業としての、森林造成事業にある。損益計算書において、この関係の勘定項目の収入が全収益230百万円の86%（52年度）を占めている¹¹⁾。しかも、「請負造林収入」が「受託森林経営収入」の3.3倍となっている。そして表17にも示すように、請負造林の大半は公社からのものである。

ところで、前に掲げた表14のごとく、県『森林組合要覧』（林野庁の森林組合一斉調査を県レベルで表示したもの）によれば、森林組合が公社造林の実行を51年度には71%、52年度には88%まで担うようになってきたように読みとれる。しかし、実情は少々異なる。

表17で見るごとく、52年度の組合による公社造林の植付は、なるほど村全体での公社造林植付量の88%である150 haを実行しているが、地拵は40 haに過ぎない。また、朽木村には年間に保育を要する公社造林地が約1,400 ha存するが、組合が保育を手がけた面積は3割弱の400haであった。

しかも、これら統計上に現われた数値には、「名前だけ貸した」（組合長談）労務班によって

表17 朽木村森林組合による森林造成事業（52年度）

単位；ha

		地 拵	植 付	木 起 し	下 刈	そ の 他
請負造林	公 社	40	150	414	400	
	公 団	0	0	40	81	除 伐
	そ の 他	5	5	133	170	除伐、枝打
受 託 造 林		50	50	30	30	除伐、枝打
計		95	205	617	681	

朽木村森林組合『通常総会資料』より

実行された造林、保育面積も含まれている。これは、労災保険の事務能力の問題があって、公社は零細請負業者とは直接に事業契約をせず、森林組合を元請しているためによる。朽木村においては、他の場合（特に湖北管内）と異なって会社形態をとる請負業者が多く、森林組合が元請する場合がむしろ少ない地域なのであるが、それでも統計数値上の森林組合事業量の2割は形式的なものと思われる。これらのことから、森林組合は朽木村における公社造林全事業量の2～3割程度について実質的な事業主となっていると判断されるのである。

森林組合の労務班は、木地山の公団造林を契機として昭和40年頃から形成されてきたが、県『森林組合要覧』によってその10年余の推移を見ると表18のごとくである。

表18 森林組合労務班の推移

	①造林事業 人	②全事業 計 人	③左項の うち組 合員 人	④造林事業関係労務班員の 年間就労日数別人数					備 考
				60日未満	60～89日	90～149日	150～210日	210日 以上	
40年度		20		20	0	0	0	0	
41		86		25	61	0	0	0	
42	82	107							◎は男47人、女60人
43	55	69							
44		89							◎は男59人、女30人
45		80		29	19	24	8	0	◎は全労務班員◎について
46		41		5	12	15	9	0	〃
47	25	39	39	0	18	18	3	0	〃
48	21	26	26	0	0	0	21	0	
49	25	31	31	1	0	1	23	0	
50	50	61	31	0	2	11	37	0	
51	67	76	36	0	2	22	43	0	

注) 空欄は不明。◎の「組合員」には組合員家族を含む
県『森林組合要覧』より作製

40年代前半は、労務班員の実人員は多いが、各人の就労日数は少ない。これがやがて、実人員は減少するが、逆に彼等の就労日数は増加していく。このことは、「組合の労務班」としての充実発展（変質とも見なしうる）を示すとともに、その背後の「労働力不足」化現象を反映したものと言えよう。

組合で入手した昭和40年8月の「木地山公団造林賃金支払表」によれば、男性13人のこの8月の平均出役日数は10日であり（他に女性が7人と「地子原婦人会」が出役している）、彼等のうちで現在も組合の仕事に携わっているのは3人（労務班員1人、苗畑関係1人、職員1人）で、他は転職している。

48年度以降は、年間150～210日就労する者が大半を占めるに至るのである（現在のところ当村では冬期4ヶ月間の作業がないので、年間210日以上の就労は不可能）が、50年度から組合は、実質的な労務班員の量的拡大に乗り出している。そして、その主要な供給源は県外労働者である。表18のごとく、組合員でない労働班員の伸びはそのことを示している。

これは、請負業者のもとにいた労働者が、森林組合の労務班に入ることを希望してきたことに端を発している。現在、組合は自ら彼等の出身地に出かけ（森林組合『通常総合資料』にも53年1月9～10日に「山林労務従事者確保のため高知県出張」の記録がある）、彼等のつてを頼りに労働者を調達しており、自らの事業計画に従って彼等を使用している。

表19 出身地別、男女別の森組労務班労働者数
(51年度公社造林関係分)

出身地	労務班数	労働者数(人)		
		男	女	計
村 内	5	18	12	30
村外(高知県 和歌山県)	5	23	4	27
計	10	41	16	57

公社調べによる

表19は出身地別、男女別の森林組合労務班の労働者数である。村外出身者は、高知県と和歌山県の出身者で、男性の数では地元出身者を上廻っている。県外出身の出稼ぎ労働者が組合労務班の主力部隊になりつつあるのが、このような部隊の存在によって、地元の女性や男性の高齢者を組み込むことができ、労務班として機能させることができていると言えるのである。

公団造林は確かに森林組合労務班形成の契機を与えたが、それは契機に止まった。労務班が以後、まがりなりにも維持発展してきたのは、より計画的でより大量の公社造林が展開してきたためである。そして森林組合は、いま、労務班拡大発展のための県外労働者導入の契機をも造林公社から与えられたのである。

VI む す び

以上見てきたように、森林組合は公社造林によって「共同利用施設」(労務班を共同利用「施設」と称し、その労働力の編成主体を協業体と呼ぶことの不思議さと含蓄性はさて置くとしても)を創設したのであり、先の表14で示したように、森林組合による組合員林家からの受託造林の近年の展開は、このことによって可能となった。そして、林家のある者は労務班に入って所得機会を得ながら、またある者は、地拵・植栽だけを受託造林に出すことによって(以後の保育管理を自ら行なう形で)、山との生産的関係を持続し得ている。造林公社は、投入費用のかさむ奥山部の資源造成を引き受け、かつ、森林組合労務班の育成的役割を果たしているのである。このように公社造林の展開によって、朽木村では現在、造林公社・森林組合・個別一般林家の造林事業におけるある種の機能分化が進行し、いまだ萌芽的、徴候的ではあるが、森林組合が「地域林業」の要に位置したところのこれら三者の関連構造が形成されつつあると言えるのである。

最後に、本調査研究にあたって多大の御協力をいただいた各位、諸機関に対し深く感謝の意を表す次第である。

引 用 文 献

- 1) 民有林造林面積は『林業統計要覧』、公社造林面積は農林漁業金融公庫『公庫月報』1977年8月号による数値を用いた。
- 2) 北尾邦伸「滋賀県における公社造林の展開過程」(『京大演習林報告 No. 50, 1978』所収)
- 3) 278 戸にアンケート調査を発送したが、時期が12月下旬になり、郵便事情が悪かったことも手伝って回収できたのは86戸からであった。
- 4) 親子2人で年600表焼くとして約1haの原木が必要。薪炭林の輪伐期は30~40年であるから30~40haの林野を所有していないと自山だけでの生産は無理。不足分は「山手金」を出して他人山から買い入れる必要があった。生活費の前貸としての前途金も勿論存した。
- 5) 9月20日以降の秋伐りは、皮をむくのに手間がかかったのであまりやられなかった。当時杉皮は重要な林産物であり、伐りの一人前の一日仕事は6本伐って8束の杉皮をとることであったが、杉皮はこの「根伐り」の日当分になった。また、皮つきの木材は雪道で動かないこともあって、山床の皮はぎ労働が不可欠であった。春伐り(4月~5月10日頃まで)は一番よく皮がむけたが春皮は虫がつきやすく、かつ、材のつやが悪くなるために一般的でなかったという。

- 6) この規模は、全国の他の造林公社が採択しているものよりもかなり大きい。『日本林業年鑑1978年版』の資料編「造林公社一覧」を参照のこと。
- 7) もと素材生産業者で、滋賀県の公社造林の仕事により、現在、120～130人の労働者を掌握するまでに成長してきている。
- 8) 岐阜県春日村出身者の労働者による組合。請負業者を排除する形で46年に結成された。
- 9) 県は46年度より「森林組合受託造林事業事務費補助」（補助額は ha 当り8,000円）を行ない、48年度からは「森林組合受託造林事業資金貸付金」制度を設けて1年間無利子で資金貸付（総額で2億円。49年度から2億5千万円）を行なっている。朽木村としても、51年度予算額で見ると「受託造林推進事業」として森林組合に対する事務補助を総額60万円行ない、他に「造林事業労務共済」に100万円の助成を行なっている。
- 10) 県『森林組合要覧』
- 11) 朽木村森林組合『53年度通常総会資料』

Résumé

In recent years, the Forest Corporation has come to play an important role in Japanese private expansive afforestation. How is such development of the afforestation by the Forest Corporation connected with the transfiguration of regional forestry?

From this point of view, we reported the case of a hamlet forest area last time; this time we picked up and analysed Kutsuki Village, in Shiga Prefecture where the timber product has been tolerably performed.

Also in Kutsuki Village, the Forest Corporation could attain its object (1,000 ha. afforestation per year) with large-scale introduction of workers from outside prefecture, but in this area this project has resulted in upbringing of the labor group of the local Forest Owner's Association. And this labor group made it possible to also promote the trust afforestation by the Forest Owner's Association and for general forest owners to support the weeding process of that forest.

Different from the hamlet forest area, in conclusion, the forest owners (farmers) have not cut off the productive relationship with their forest land yet, and the cubic structure by the Forest Corporation, the Forest Owner's Association and forest owners has been gradually formed here in this Kutsuki Village.